

招集ご通知

GMOフィナンシャルHD

2025年12月期（第15期） 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。

証券コード 7177
2026年3月3日
(電子提供措置の開始日2026年2月24日)

株 主 各 位

東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1-2-3
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 執 行 役 社 長 石 村 富 隆

2025年12月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2025年12月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記のほか下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、
ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年3月19日（木曜日）午後1時30分（ログイン開始時刻 午後1時00分）
2. 予備日時 2026年3月20日（金曜日）午後6時00分（ログイン開始時刻 午後5時30分）
3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本招集通知「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」をご参照ください。
4. 会議の目的事項
報告事項
 1. 2025年12月期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2025年12月期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものといたします。
 - 当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月18日（水曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ~~~~~

議決権事前行使方法

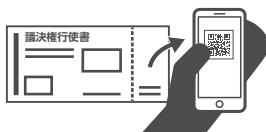


スマートフォン又はタブレットから 議決権行使

2026年3月18日(水)午後7時受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2026年3月18日(水)午後7時到着分まで



パソコンから議決権行使

2026年3月18日(水)午後7時受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

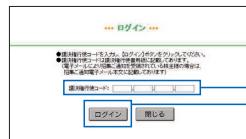
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 受付時間 午前9時～午後9時まで

0120-652-031 [フリーダイヤル]

ご注意事項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたる議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送又はインターネットにより議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱いますので、予めご了承ください。

3. 議決権の行使方法について

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

4. ご質問及び動議の方法

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、時間に限りがあること及び円滑な議事進行の観点から、一人1問までとさせていただきます。ご質問の記載方法については、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に上げる予定です。本総会の目的事項に関するご質問で回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただきます。同様の質問を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない質問の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議の記載方法につきましても、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。

5. 事前質問の受付

本総会の目的事項に関し、事前にご質問いただくことが可能です。株主様のご関心が高い事項につきましては本総会で取り上げさせていただく予定です。後記「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間にログインください。ログイン後、画面上部3つのボタンのうち、「事前質問」のボタンより事前のご質問をご提出いただけます。（一人1問まで）

事前質問受付期間 2026年3月5日（木曜日）午後0時～2026年3月11日（水曜日）午後7時まで

6. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2026年3月20日（金曜日）午後6時00分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（<https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>）でお知らせいたします。

7. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込みが必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。また、電話会議システムの通話料は株主様のご負担となります。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

受付期間：2026年3月5日（木曜日）午後0時から2026年3月11日（水曜日）午後7時まで

FAX番号：03-6743-4876

ご連絡日：2026年3月12日（木曜日）午前10時から午後5時までにお電話にてご連絡いたします。

8. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

受付期間：2026年3月5日（木曜日）午後0時から2026年3月11日（水曜日）午後7時まで

メールアドレス：sr@gmofh.com

FAX番号：03-6743-4876

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時

2026年3月19日（木曜日）午後1時30分より
（ログイン開始時間 午後1時より）

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。万が一、通信障害等が発生した場合には、当社IRサイト (<https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>) にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。株主様におかれましては、当社IRサイトをご確認いただき、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）IDとパスワードは「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。

アクセス用
QRコード

▶パソコンからバーチャル出席する場合/QRコードでログインできない場合
以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。

U R L <https://meetings.lumiconnect.com/700-116-360-853>

ID XXXXXXXX
パスワード XXXXXXXXXX

株主番号 議決権行使回数 個

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
2025年12月期（第15期）定時株主総会

ログイン用ID・パスワード通知書

ID・パスワード

ログイン方法のご案内（手順）

1 配信サイトにアクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する



3 会議IDをご入力

700-116-360-853

上記会議IDをご入力後（会議に参加）ボタンを押してください。

ID、パスワードをご入力後、（サインイン）を押してください。

開会時間となる

2026年3月19日（木曜日）午後1時30分までお待ちください。

バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様のご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows11	MacOS 最新版	Android10以上	iOS15以上
ブラウザ	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※1 ブラウザは最新のバージョンにてご覧ください。

※2 1Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするに5Mbps以上の高速専用インターネットプランの使用を推奨いたします。

その他注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様のご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などのご利用に際しては、無断改変や法令違反、そのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

お問い合わせについて

バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月3日（火）～3月18日（水）
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く平日）
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム **050-3186-4576**

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社グループにおける中長期的な事業領域の拡大及び事業展開の多角化に備えるとともに、現況の子会社等の事業実態に即してより明確化するため、現行定款第3条（目的）に規定された事項について、目的事項の追加及び変更を行うものであります。

(2) 将来の経営環境の変化に対応し得る資本政策上の柔軟性を確保するとともに、既存株主の皆様の利益に配慮した規律ある資本政策を遂行するため、現行定款第7条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数を減少させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 条文省略</p> <p>第3条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)金融商品取引法に規定された金融商品取引業 (2)商品先物取引法に規定された商品先物取引業 (3)資金決済に関する法律に規定された暗号資産交換業 (4)銀行法に規定された銀行業 (5)銀行法に規定された銀行代理業 (新設) (新設) (新設)</p> <p>(6) 金融に関するシステム (ハードウェア、ソフトウェア、その他名称の如何を問わず、一定の目的を達成するために作成されるプログラム及びプログラムを備えた媒体を指す。以下、同じ。) の開発、販売及び保守 (7) 金融に関するシステムの運用代行</p> <p>(8) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(9) その他適法な一切の事業</p> <p>2. 当社は、前項各号 (第4号を除く。) に定める事業を営むことができる。</p> <p>第4条～第6条 条文省略</p> <p>第7条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>187,500,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第51条 条文省略</p>	<p>第1条～第2条 現行どおり</p> <p>第3条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)現行どおり (2)現行どおり (3)現行どおり (4)現行どおり (5)現行どおり (6)<u>保険業法に規定された保険業・少額短期保険業</u> (7)<u>信託業法に規定された信託業</u> (8)<u>割賦販売法に基づくクレジットカード業</u> (9) システム (ハードウェア、ソフトウェア、その他名称の如何を問わず、一定の目的を達成するために作成されるプログラム及びプログラムを備えた媒体を指す。以下、同じ。) の開発、販売及び保守 (10) システムの運用代行、カスタマーサポート、コールセンターの運営及び各種業務プロセスの受託 (11) 現行どおり (12)<u>電気通信事業及び電気事業</u> (13)<u>デジタルコンテンツ及び知的財産権関連事業</u> (14)<u>情報分析およびコンサルティング事業</u> (15)<u>バーチャルオフィス及びシェアオフィス事業</u> (16)<u>医療・ヘルスケア事業</u> (17) 現行どおり</p> <p>2.現行どおり</p> <p>第4条～第6条 現行どおり</p> <p>第7条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第51条 現行どおり</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了により退任するため、取締役7名を選任することを、お願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1 再任	たかしま ひでゆき 高島 秀行	取締役兼代表執行役会長	18回中すべてに出席 (100%)
2 再任	やまもと たつき 山本 樹	取締役兼常務執行役	18回中すべてに出席 (100%)
3 再任	なかむら としお 中村 稔雄	取締役	18回中すべてに出席 (100%)
4 再任	やすだ まさし 安田 昌史	取締役	18回中すべてに出席 (100%)
5 再任	く め まさひこ 久米 雅彦 社外取締役	取締役	18回中すべてに出席 (100%)
6 再任	とうどう かよ 東道 佳代 社外取締役	取締役	18回中17回に出席 (94%)
7 再任	まつだ つとむ 松田 勉 社外取締役	取締役	18回中17回に出席 (94%)

候補者
番号

1



たかしま ひでゆき

高島 秀行

(1968年7月26日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

1,483,775株

・ 略歴、地位 (担当)、重要な兼職の状況

- 1993年4月 新日本証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 入社
 1998年3月 株式会社イメージ (現インフォテック株式会社) 入社
 1999年9月 株式会社ファイテック研究所 (現サイオステクノロジー株式会社) 入社
 2002年4月 アクセンチュア株式会社 入社
 2004年11月 株式会社ライブドア (現NHNテコラス株式会社) 入社
 ライブドア証券株式会社 (現内藤証券株式会社) 出向
 2005年6月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 入社
 2005年10月 GMOインターネット証券株式会社 (現GMOクリック証券株式会社) 代表取締役社長
 2011年6月 GMO CLICK HK Limited (現 GMO-Z.com Forex HK Limited) 取締役 (現任)
 2011年11月 GMOクリック・インベストメント株式会社 代表取締役社長
 2012年1月 当社 取締役兼代表執行役社長
 2014年1月 株式会社MediBang 取締役
 2014年6月 当社 取締役兼代表執行役会長
 GMOクリック証券株式会社 代表取締役会長
 2014年7月 株式会社MediBang 代表取締役社長 (現任)
 2016年7月 あおぞら信託銀行株式会社 (現GMOあおぞらネット銀行株式会社) 社外取締役
 2016年10月 GMO Wallet株式会社 (現GMOコイン株式会社) 取締役会長
 2017年6月 当社 取締役兼代表執行役会長グループCTO兼CQO
 2017年12月 GMOコイン株式会社 代表取締役会長
 2018年5月 GMO-Z.COM COIN CANADA, INC. (現 GMO-Z.com Fintech CA, Inc.) 代表取締役社長
 2020年3月 当社 取締役兼代表執行役会長CTO兼CQO
 2021年6月 GMOアダム株式会社 代表取締役社長
 2021年8月 GMOオフィスサポート株式会社 代表取締役会長
 2022年1月 当社 取締役兼代表執行役会長CEO (現任)
 2022年4月 GMOビジネスサポート株式会社 取締役
 GMOオフィスサポート株式会社 取締役会長 (現任)
 2023年3月 GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長 (現任)
 外貨ex byGMO株式会社 (現GMO外貨株式会社) 取締役
 GMOアダム株式会社 取締役 (現任)
 2023年4月 GMO-Z.COM FINANCIAL SYSTEM VN COMPANY LIMITED 委任代表者 (現任)
 2024年1月 GMOヘルステック株式会社 取締役会長 (現任)
 2024年3月 GMOコイン株式会社 取締役会長 (現任)
 2025年1月 GMOトラスト設立準備株式会社 代表取締役社長 (現任)

2025年6月 GMO少額短期設立準備株式会社 取締役（現任）
GMO One Account株式会社 取締役（現任）
GMO家庭のコンパネ株式会社 取締役（現任）

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社の代表執行役及び当社子会社であるGMOクリック証券株式会社の代表取締役を長年にわたり務めた経験、金融業界における知見、システム分野における知見等を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 高島秀行氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
3. 高島秀行氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

2



やまもと たつき

山本 樹

(1975年5月14日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

17,311株

・略歴、地位(担当)、重要な兼職の状況

- 1998年4月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
 2001年4月 公認会計士登録
 2007年7月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)入社
 2009年4月 同社 グループ財務部マネージャー
 2011年6月 GMOクリック証券株式会社 監査役
 2012年1月 当社 取締役
 2012年11月 当社 取締役兼執行役
 2013年6月 GMOクリック証券株式会社 取締役
 GMOクリック・インベストメント株式会社 取締役
 FXプライム株式会社(現GMOコイン株式会社) 取締役
 2014年5月 GMO CLICK Bullion Limited(現GMO-Z.com Bullion HK Limited) 取締役
 2014年10月 GMO CLICK UK LIMITED(現GMO-Z.com Trade UK Limited) 取締役(現任)
 2016年6月 当社 取締役兼常務執行役
 GMOクリック証券株式会社 常務取締役(現任)
 あおぞら信託銀行株式会社(現GMOあおぞらネット銀行株式会社) 社外監査役(現任)
 2016年10月 GMO Wallet株式会社(現GMOコイン株式会社) 監査役
 2016年11月 GMO-Z com Trade (Thailand) Limited(現GMO-Z com Securities (Thailand)Public Company Limited) 取締役(現任)
 2017年6月 当社 取締役兼常務執行役グループCFO
 2018年11月 GMOクリックグローバルマーケティング株式会社 監査役
 2020年3月 当社 取締役兼常務執行役CFO(現任)
 2021年6月 GMOアダム株式会社 取締役(現任)
 2021年8月 GMOオフィスサポート株式会社 取締役(現任)
 2021年9月 外貨ex byGMO株式会社(現GMO外貨株式会社) 監査役(現任)
 2022年4月 GMOビジネスサポート株式会社 取締役(現任)
 2022年7月 GMO-Z.COM BUSINESS SUPPORT CANADA,INC.(現GMO-Z.com Fintech CA, Inc.) 取締役
 2022年10月 GMO-Z.com Forex HK Limited 取締役(現任)
 2024年1月 GMOヘルステック株式会社 監査役(現任)
 2025年1月 GMOトラスト設立準備株式会社 監査役(現任)
 2025年6月 GMO少額短期設立準備株式会社 監査役(現任)
 GMO One Account株式会社 監査役(現任)
 GMO家庭のコンパネ株式会社 監査役(現任)
 2025年9月 GMOコイン株式会社 取締役(現任)

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、且つ、我が国有数のIT企業の財務部における経験、当社の取締役兼常務執行役としての経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注)
1. 山本樹氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
 3. 山本樹氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

3



なかむら としお

中村 稔雄

(1968年8月16日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

35,625株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1990年4月 日本勧業角丸証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社
- 2009年5月 GMOクリック証券株式会社 入社
- 2009年7月 同社 内部監査室長
- 2012年11月 FXプライム株式会社（現GMOコイン株式会社） 常勤監査役
- 2013年6月 GMOクリック証券株式会社 常勤監査役
- 2022年3月 当社 取締役（現任）
- 2024年3月 GMOクリック証券株式会社 常勤監査役（現任）

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社子会社であるGMOクリック証券株式会社におけるコンプライアンス部門、内部監査部門及び常勤監査役として培った豊富な経験と知見は、当社の監査委員会のより一層の強化につながると考え、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 中村稔雄氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、中村稔雄氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
4. 中村稔雄氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

4



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

0株

・略歴、地位(担当)、重要な兼職の状況

- 2000年4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 入社
- 2001年9月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 経営戦略室長
- 2002年2月 株式会社ユーキャストコミュニケーションズ(現GMOメディア株式会社) 監査役
- 2002年3月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役経営戦略室長
- 2003年3月 同社 常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
株式会社アイル(現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社) 取締役(現任)
- 2004年12月 株式会社カードコマースサービス(現GMOペイメントゲートウェイ株式会社) 監査役
- 2005年3月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
株式会社paperboy&co.(現GMOペパボ株式会社) 監査役
- 2006年9月 GMOリサーチ株式会社(現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社) 監査役
- 2008年3月 株式会社まぐクリック(現GMOインターネット株式会社) 取締役(現任)
- 2008年5月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 専務取締役グループ管理部門統括
- 2012年1月 GMOクリックホールディングス株式会社(現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社) 取締役(現任)
- 2013年3月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年3月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年3月 GMOメディア株式会社 取締役(現任)
GMOペパボ株式会社 取締役
GMOリサーチ株式会社(現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社) 取締役(現任)
- 2016年6月 あおぞら信託銀行株式会社(現GMOあおぞらネット銀行株式会社) 社外監査役
- 2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役(現任)
- 2019年6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役(現任)
- 2022年3月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括

2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社 取締役（現任）
2026年1月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐（現任）

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、インターネット関連事業における上場企業グループの経営陣として長年にわたり、企業経営に深く関与しています。経営戦略、会計を中心とした高い見識と豊富な経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の業務を執行しております。なお、GMOインターネットグループ株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 当社は、安田昌史氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
4. 安田昌史氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

5



く め まさひこ
久米雅彦

(1968年9月16日生)

再 任

社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所
- 1998年 5月 公認会計士登録
- 2000年 4月 株式会社AGSコンサルティング 入社
- 2001年 6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所
- 2004年 3月 久米公認会計士事務所 所長（現任）
- 2006年 6月 株式会社青山トラスト会計社 代表パートナー（現任）
- 2014年 6月 株式会社FXプライムbyGMO（現GMOコイン株式会社）社外
監査役
- 2015年 3月 当社 社外取締役（現任）

・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、また、上場会社の社外監査役の経験を備えております。このため、深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役として適任と判断しました。

- (注)
1. 久米雅彦氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 2. 久米雅彦氏は社外取締役候補者であります。
 3. 久米雅彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって11年1ヶ月であります。また、同氏は、過去に当社子会社である株式会社FXプライムbyGMO（現GMOコイン株式会社）の社外監査役でありました。
 4. 当社は、久米雅彦氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
 6. 久米雅彦氏が取締役選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 7. 久米雅彦氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

6



とうどう か よ
東 道 佳 代

(1970年5月4日生)

再 任

社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
光和総合法律事務所 入所
- 2002年1月 同事務所パートナー（現任）
- 2008年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ（現株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ） 社外監査役（現任）
- 2017年6月 当社 社外取締役（現任）
- 2024年6月 テラテクノロジー株式会社 社外取締役（現任）

・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

28年に亘る弁護士活動によって豊富な経験と高度な法律知識を有しております。また金融グループの社外監査役を通じて培った知見を当社の社外取締役として活かしていただくため選任いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の知識や知見に基づく助言や牽制を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 東道佳代氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 2. 東道佳代氏は社外取締役候補者であります。
 3. 東道佳代氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって8年9ヶ月であります。
 4. 当社は、東道佳代氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
 6. 東道佳代氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 7. 東道佳代氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

7



まつだ つとむ
松田 勉

(1954年10月31日生)

再 任

社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1973年 4月 東京国税局 採用
- 2005年 7月 渋谷税務署 副署長
- 2006年 7月 東京国税局査察部統括官
- 2012年 7月 甲府税務署長
- 2013年 7月 東京国税局調査第四部次長
- 2014年 7月 麹町税務署長
- 2015年 8月 松田勉税理士事務所 所長（現任）
- 2019年 5月 株式会社市進ホールディングス 社外監査役（現任）
- 2024年 3月 当社 社外取締役（現任）

・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

東京国税局において培った豊富な実務経験と高度な財務知識を有しております。また、大手進学予備校を運営する会社の社外監査役として培った知見を当社の社外取締役として活かしていただくため選任いたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の知識や知見に基づく助言や牽制を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注)
1. 松田勉氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 2. 松田勉氏は社外取締役候補者であります。
 3. 松田勉氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。
 4. 当社は、松田勉氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
 6. 松田勉氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 7. 松田勉氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に関する基準

独立社外取締役は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者で、且つ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、下記要件に該当しない者とします。

1. GMOインターネットグループの出身者
2. 直近事業年度及びこれに先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社及び当社子会社を主要な取引先とする者又は当社及び当社子会社の主要な取引先である企業グループの業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人又は過去にこれに該当していた者
3. 当社及び当社子会社の役員報酬以外に過去2年間において、GMOインターネットグループから5百万円以上の報酬を受領しているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）
4. 当社の議決権の10%以上を保有している株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人又は過去にこれに該当していた者）
5. 1から4までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の親族

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内株式市場は、3万9,945円42銭で取引を開始した日経平均株価が、米関税政策の不透明感や世界経済の後退懸念などを背景に下落基調で推移し、4月7日に歴代3位の下落幅を記録して3万円割れ目前まで急落しました。その後は、貿易摩擦や景気後退懸念の緩和などから上昇基調に転じ、日経平均は6月末に年初来高値を突破しました。以降は、AI・半導体関連銘柄が相場を大きく牽引したほか、10月の自由民主党総裁選挙の結果を受けて積極財政・金融緩和への期待感が高まったことから、日経平均は5万円を超え、11月4日に5万2,636円87銭の最高値をつけました。12月にかけて、株価上昇の過熱感への警戒や日中関係の悪化などを受けて利益確定売りが広がったものの、当連結会計年度末の日経平均は節目となる5万円を上回り、前連結会計年度末の3万9,894円54銭から26%上昇し、5万339円48銭で取引を終えました。このような相場展開を受けて、個人投資家の株式等委託売買代金は前連結会計年度と比較して17%増加しました。

外国為替市場においては、年初に1ドル=157円台で始まったドル円相場は、日銀による利上げ観測の高まりや米国の関税政策の不透明感などを受けた米国長期金利の低下を背景に、円高基調で推移しました。4月初旬に1ドル=143円台まで円高が進行した後、米トランプ大統領による米連邦準備制度理事会（FRB）議長の解任示唆を受けて一時139円台に突入する乱高下となりました。7月以降は国内外の政策・政治動向を材料に方向感に乏しい展開となりましたが、10月の総裁選挙結果を受けて1ドル=153円台まで上昇、11月下旬にはFRBの利下げ観測後退を背景に158円手前まで上昇するなど円安基調が継続し、当連結会計年度末は1ドル=156円台で取引を終えました。このような相場展開を受けて、国内店頭FXの取引金額は4年連続で1京円の大台を超えました。

暗号資産市場においては、2025年2月に代表的な暗号資産であるビットコインやイーサリアムの価格が下落したことを受けて、市場全体が不安定な状況となりました。両銘柄も4月上旬を底値に上昇基調へ転じ、ビットコインは7月から2ヶ月連続で、イーサリアムは8月下旬に史上最高値を更新しました。ビットコイン価格は10月に再び最高値を更新し、初めて12万5,000ドル台に到達しましたが、これをピークに急落し、イーサリアムも大きく値を下げる展開となり、暗号資産市場は急落後の回復が見られないまま年内の取引を終えました。このような相場展開を受けて、国内暗号資産取引高は前連結会計年度と比較して50%増加しました。

このような外部環境の中、当社及び当社の連結子会社（以下、「GMO-FH」という。）は、「強いものをより強くする」の方針のもと、強みにリソースを投下して既存事業の収益基盤をさらに強化するとともに、成長性が期待される新規事業領域でのサービス開発・提供に取り組みました。

(証券・FX事業)

証券・FX事業においては、強みである店頭FXのさらなる成長を目指し、GMOクリック証券株式会社において新たに4通貨ペアの取り扱いを開始したほか、スワップポイントの還元強化や取引活性化に向けたキャンペーンを展開し、利便性向上を図りました。店頭FXの収益は、2025年後半のレンジ相場を受けた主要通貨ペアの収益性低下により前連結会計年度比で減収となりましたが、国内取引高シェアはグループ3社合計20%超と安定して推移し、取引人数シェアも上昇傾向で推移しました。第2の収益の柱として注力するCFDは、クロスセル施策に取り組む中、株価指数の値動きや商品市場の活況を背景に、売買代金は前連結会計年度比で大きく増加したものの、顧客基盤拡大に向けたスプレッド縮小による還元強化により収益性が低下し、減収となりました。

また、お客様の多様な投資ニーズにお応えするため、GMOクリック証券株式会社において取引所CFD「くりっく株365」の取り扱いを開始して新取引アプリをリリースしたほか、投資信託の銘柄追加や「投信積立」の機能拡充を実施しました。加えて、同社は設立20周年を前に「安くて使いやすいNo.1 ネット証券」へと原点回帰すべく、2025年9月より投資信託・株式（現物・信用）の取引手数料を完全無料化^{*}し、企業認知度の向上とさらなる顧客基盤の拡大に向けた大規模キャンペーンを展開しました。

これらの結果、証券・FX事業の営業収益は前連結会計年度比で減収となった一方、前連結会計年度に貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上していたことの反動もあり、営業利益は大幅な増益となりました。

※ 電話注文は完全無料化の対象外です。

(暗号資産事業)

暗号資産事業においては、ストック型商品である「ステーキングサービス」の利用者数増に向けた報酬還元の強化やキャンペーンを継続的に展開したほか、暗号資産FX・取引所レバレッジの収益性を競うトレード大会を開催するなど、取引の活性化を図りました。また、利便性の向上に向けて、外部の投資助言サービスとのAPI連携を開始するとともに、暗号資産の積立サービスである「つみたて暗号資産」の機能拡充を実施しました。ボラティリティの高い暗号資産市場を背景に、GMOコイン株式会社の売買代金は前連結会計年度比で増加し、口座数は77.5万口座を突破するなど顧客基盤は順調に拡大した一方、当第4四半期連結会計期間におけるレンジ相場を受けた収益性の低下により、営業収益・営業利益は前連結会計年度比で減収減益となりました。

(その他)

バーチャルオフィス事業においては、サービス提供エリアの拡大を推進し、累計ユーザー数は4万人に迫る規模へと成長しました。ユーザー数の増加に伴い、会議室やコワーキングスペースの利用ニーズが高まったことを受けて、新たにレンタルスペース検索・予約サービス「空箱 byGMO」の提供を開始しました。医療プラットフォーム事業においては、クリニック向け医療プラットフォームを「ヘルステックONE byGMO」へとリブランドすると同時に、AI搭載のレセコン一体型クラウド電子カルテ「AIチャート byGMO」の提供を開始しました。また、2025年6月に新たに設立したGMO One Account株式会社は、複数のサービスをシームレスに利用できる共通ID「1アカウント（ワン・アカウント）」の提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は49,518百万円（前連結会計年度比7.0%減）、純営業収益は45,587百万円（同7.3%減）、営業利益は15,866百万円（同77.8%増）、経常利益は15,257百万円（同80.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,448百万円（同120.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

GMO-FHIは、証券・FX事業、暗号資産事業に関連するサービスの拡充と取引システムの安定性の向上を図るための継続的な設備投資を行うとともに、成長性が期待される新規事業領域における設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、証券・FX事業におけるサーバー等の購入やサービスに係るシステム投資、並びに医療プラットフォーム事業におけるシステム投資を中心に行ったことにより、設備投資の総額は1,305百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

2025年3月17日に第5回無担保社債50億円、2025年11月28日に第6回無担保社債100億円を発行しました。また、2025年6月に株式会社三菱UFJ銀行をアレソージャーとするシンジケートローンにより総額9,300百万円、株式会社みずほ銀行から10,000百万円の借入を行っております。

2. 対処すべき課題

(1) 組織力の強化

GMO-FHIは、金融システムを自ら開発できる高い技術力を武器に、常に最先端のテクノロジーを研究し、最適なテクノロジーを組み合わせることで成長を遂げてまいりました。さらなる成長のためには、最大の強みである技術力を研ぎ澄ますとともに、その技術力を社会に還元する手法を生み出せる、柔軟な思考力を持つ人材の確保・育成が必要であると考えています。個性と多様性、徹底的な議論を大切にすることで、既存の枠組みに囚われない自由な発想やアイデアが生まれ出されるクリエイティブな組織風土を醸成し、お客様にとって本当に価値のある便利なサービスをスピーディーに、そしてリーズナブルに提供できる組織を目指します。

(2) 証券・FX事業のさらなる強化

証券・FX事業においては、「強いものをより強くする」の方針のもと、FXやCFDなどの店頭デリバティブ商品の収益力強化と各商品のクロスセルの推進に取り組み、さらなる成長を図ります。

FX取引については、グループ各社間のシナジーを発揮しながら収益性改善の取り組みを推進し、安定的な収益を確保するとともに利便性向上の取り組みを通じてさらなる顧客基盤の拡大を図り、持続的成長の実現を目指します。

CFD取引については、市場・顧客基盤の拡大に向けて、商品認知度の向上に向けたマーケティング施策や利便性向上に取り組みむとともに、他商品とのクロスセル施策を推進し、収益の柱として一層の成長を目指しま

す。

株式取引については、国内証券業界の手数料無料化の潮流を受けて、GMOクリック証券株式会社において2025年9月より株式取引手数料・投資信託の販売手数料を無料化しました。株式や投資信託を投資の「入り口」と位置付け、低コストで利便性の高いサービス提供を通じて顧客の裾野拡大につなげるとともに、他の金融商品もあわせてお取引していただけるようなマーケティング施策展開と徹底的なコスト削減を進め、収益性の向上を図っていきます。

(3) 暗号資産事業のさらなる強化

暗号資産事業においては、GMO-FHがこれまで金融事業で培ってきた高い技術力を活用し、安心して暗号資産を取引できる環境を提供しています。セキュリティ・顧客資産管理の体制強化や金融犯罪の発生等の防止やマネー・ローndリング、テロ資金供与対策等の高度化に継続して取り組むとともに、法令改正等に対しても機動的かつ適切に対処し、暗号資産業界の健全な発展に貢献してまいります。

事業展開においては、商品・サービスの拡充と利便性向上に向けた取り組みの推進やマーケティング強化により、顧客基盤の拡大を図ります。あわせて、ステーキングや貸暗号資産といったストック型商品の一層の強化により、顧客の資産形成に寄与するとともに、市況環境に左右されにくい収益構造を構築し、安定的な収益の拡大を目指してまいります。

(4) 新規事業の開発・強化

GMO-FHは、少子高齢化、人口構成の変化や市場の成熟化の影響を踏まえ、長期的には既存事業の成長余地は限られているとの考えのもと、新規事業の開発・強化により、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現を目指しています。

強みであるシステム開発力を生かして、社会的ニーズが高く、今後成長が見込まれる新しい事業領域での取り組みを積極的に進めており、2021年12月にはバーチャルオフィス事業、2024年3月には医療プラットフォーム事業を開始し、事業成長に向けた施策を推し進めています。2025年12月には、GMO One Account株式会社が、企業・サービスの集客をはじめとするマーケティング、セキュリティの効率化を図る「ID統合プラットフォーム」の構築を目指し、共通ID「1アカウント（ワン・アカウント）」の提供を開始しました。

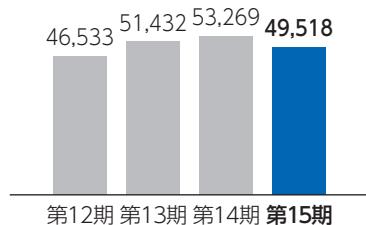
また、2026年に新規参入予定の少額短期保険事業においては、生命保険と損害保険の兼営が可能である同事業の特性を活かして保険分野での事業拡大を図っていきます。

3. 財産及び損益の状況

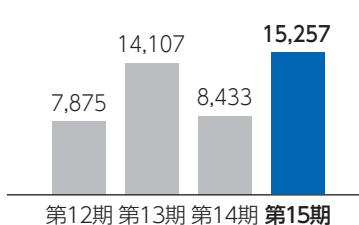
(単位：百万円)

区 分	第12期 (2022年12月期)	第13期 (2023年12月期)	第14期 (2024年12月期)	第15期 (2025年12月期)
営業収益	46,533	51,432	53,269	49,518
経常利益	7,875	14,107	8,433	15,257
親会社株主に帰属する当期純利益	1,212	7,649	4,745	10,448
1株当たり当期純利益	10円66銭	65円41銭	40円22銭	88円55銭
総資産	991,482	1,125,498	1,394,818	1,406,809
純資産	41,330	46,440	48,442	53,017

■ 営業収益 (単位：百万円)

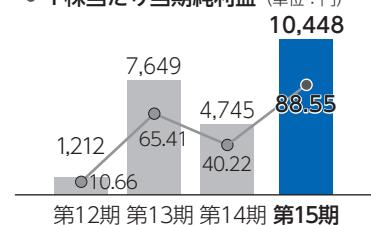


■ 経常利益 (単位：百万円)

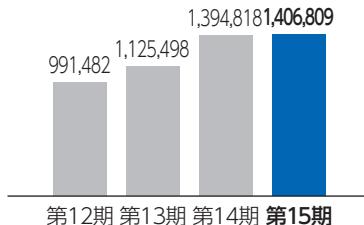


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

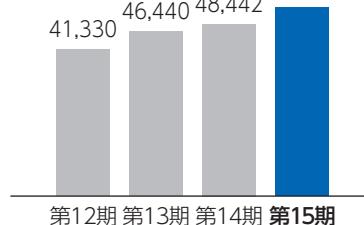
● 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産額 (単位：百万円)



■ 純資産額 (単位：百万円)



4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況（2025年12月31日現在）

会社名	当社株式の 持株数（株）	議決権の被所有割合 （%）	主な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	77,562,200	65.78	持株会社（グループ経営機能）

GMO-FHは、GMOインターネットグループに属しており、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社は、2025年12月31日現在、当社の普通株式77,562,200株（議決権比率65.78%）を所有しています。GMOインターネットグループは「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネットセキュリティ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業等を展開しています。GMO-FHは、GMOインターネットグループの事業のうち、インターネット金融事業と暗号資産事業のうち暗号資産交換事業を担う会社として位置付けられています。

GMO-FHがGMOインターネットグループとの取引を行う場合については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っています。新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しています。

なお、GMO-FHの営業取引におけるGMOインターネットグループへの依存は極めて低く、殆どがGMO-FHと資本関係を有しない一般投資家（個人顧客及び法人顧客）との取引となっています。

(2) 重要な子会社の状況（2025年12月31日現在）

会社名	資本金 （百万円）	議決権の所有割合 （%）	主な事業内容
GMOクリック証券株式会社	4,346	100.00	金融商品取引業
GMO外貨株式会社	490	100.00	金融商品取引業
GMOコイン株式会社	1,100	100.00	暗号資産交換業

5. 主要な事業内容

GMO-FHは、一般投資家（個人顧客及び法人顧客）をお客様とする、インターネット証券取引やFX取引等の金融商品取引サービスや暗号資産取引サービスを提供することを主たる事業としています。

6. 主要な営業所

会社名	事業所名	所在地
当社	本社	東京都渋谷区
GMOクリック証券株式会社	本社	東京都渋谷区
GMO外貨株式会社	本社	東京都渋谷区
GMOコイン株式会社	本社	東京都渋谷区

7. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
476 (102) 名	16名減

- (注) 1. 企業集団の従業員の状況について記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。

8. 主要な借入先

(2025年12月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	短期借入金/長期借入金	47,425
株式会社みずほ銀行	短期借入金/長期借入金	40,613
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金/長期借入金	12,552
株式会社東京スター銀行	短期借入金	7,000

9. その他企業集団に関する重要な事項

(連結子会社の株式上場準備)

当社の連結子会社であるGMOコイン株式会社は、東京証券取引所への株式上場に向けた準備を行っております。GMOコイン株式会社の株式上場は、当社及び当社連結子会社が展開する事業全体の競争力強化と企業価値の向上にも資する重要な取組みであると認識しており、上場準備にあたっては、GMOコイ

ン株式会社は、引き続き当社の連結子会社であることを前提としております。

なお、株式上場は関係当局の承認を前提とすることに加え、株式上場の準備過程における検討の結果次第では、株式上場を延期する可能性や株式上場をしないといった結論に至る可能性もあります。そのため、現時点では上場予定時期等は未定となっております。

(代表執行役の異動)

当社は、2026年2月4日開催の取締役会において、代表執行役の異動を決議しました。上段のとおり、GMOコイン株式会社は東京証券取引所への株式上場に向けた準備を進めております。この上場準備の一環として、経営の独立性確保とガバナンス体制の一層の強化を目的に、2026年3月19日を異動予定日として、当社及びGMOコイン株式会社の代表者を兼任する石村 富隆氏の異動を決定しました。本異動に伴い、当社の代表執行役は1名体制となります。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 187,500,000株
2. 発行済株式の総数 122,091,903株 (前事業年度末比 ー 株)
(自己株式4,102,585株を含む)
3. 株主数 39,696名 (前事業年度末比 941名減)
4. 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
GMOインターネットグループ株式会社	77,562,200	65.73
株式会社大和証券グループ本社	2,520,000	2.13
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	1,776,119	1.50
高島 秀行	1,483,775	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,033,301	0.87
高橋 慧	677,200	0.57
JP MORGAN CHASE BANK 385781	581,300	0.49
株式会社SBI証券	516,776	0.43
山本 博史	383,600	0.32
JPモルガン証券株式会社	382,265	0.32

(注) 持株比率は自己株式4,102,585株を控除して計算しています。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等（2025年12月31日現在）

(1) 取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 秀行	取締役兼 代表執行役会長 報酬委員長	GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長 GMOコイン株式会社 取締役会長 株式会社MediBang 代表取締役社長
石村 富隆	取締役兼 代表執行役社長	GMOクリック証券株式会社 取締役 GMOコイン株式会社 代表取締役社長 GMO外貨株式会社 取締役 GMOインターネットグループ株式会社 グループ執行役員
山本 樹	取締役兼 常務執行役 指名委員長	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 GMOコイン株式会社 取締役 GMO外貨株式会社 監査役
中村 稔雄	取締役 監査委員長	GMOクリック証券株式会社 常勤監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
安田昌史	取締役	GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括
久米雅彦	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	久米公認会計士事務所 所長 株式会社青山トラスト会計社 代表パートナー
東道佳代	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	光和総合法律事務所 パートナー 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役 テラテクノロジー株式会社 社外取締役
松田 勉	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	松田勉税理士事務所 所長 株式会社市進ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 久米雅彦氏、東道佳代氏及び松田勉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 久米雅彦氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 東道佳代氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 松田勉氏は、税理士資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 久米雅彦氏、東道佳代氏及び松田勉氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員であります。
6. 常勤監査委員を置くことにより、質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部監査室等との連携においても常勤監査委員の役割・活動が重要であることから、中村稔雄氏を常勤監査委員として選定しております。

(2) 執行役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 秀行	代表執行役会長CEO、 システム統括、 マーケティング統括、 事業企画、人事担当	GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長 GMOコイン株式会社 取締役会長 株式会社MediBang 代表取締役社長
石村 富隆	代表執行役社長COO	GMOクリック証券株式会社 取締役 GMOコイン株式会社 代表取締役社長 GMO外貨株式会社 取締役 GMOインターネットグループ株式会社 グループ執行役員
山本 樹	常務執行役CFO、 財務・法務 経営企画担当	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 GMOコイン株式会社 取締役 GMO外貨株式会社 監査役

(注) 高島秀行氏、石村富隆氏及び山本樹氏は取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役及び執行役等であり、その保険料は当社が負担しております。

4. 取締役及び執行役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	27 (14)	27 (14)	— (—)	— (—)	4 (3)
執 行 役	192	192	—	—	3
合 計 (うち社外取締役)	219 (14)	219 (14)	— (—)	— (—)	7 (3)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（そのうち社外取締役3名）ですが、取締役1名は無報酬、また、執行役と取締役の兼任者3名については、取締役報酬を支給していないため員数に含めておりません。

(2) 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役及び執行役の報酬に関しては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において「取締役及び執行役の報酬額等の決定に関する方針」を定めており、当該方針に基づいて、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬を決定しています。当該方針の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役（執行役を兼務している取締役を除く）の報酬

執行役を兼務していない取締役に対しては、経営の監督という役割を有効に機能させる観点から、定額報酬のみとし、前年度の支給実績、各取締役の専門性、関係会社との兼任状況、常勤・非常勤の別等を勘案して、個別に支給額を決定しております。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給いたしません。

(2) 執行役の報酬

当社の執行役の報酬等は、企業規模、業績、優秀な人材確保に配慮した体系としております。執行役の報酬等は、定額報酬（月次）と業績連動報酬としての決算賞与（年次）としており、その額は職責の別に応じて設定しております。また、業績連動報酬は当社の業績目標達成の有無を重要視し、年度計画達成へのインセンティブとして支給するものであり、会社の業績目標の達成状況及び担当業務に応じて、個別に支給額を決定しています。

業績連動報酬に係る指標は、経済的に稼働できる利益を適正に反映する指標である連結経常利益としております。連結経常利益目標を達成した場合、利益の一定割合を役員賞与として支給することとしており、個人別の支給額は役職等を勘案のうえ、決定しております。

なお、当事業年度を含む連結業績指標の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項 3. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が決定方針との整合性を含めて総合的に検討した結果、決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等の関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 1. 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

社外役員の兼職先と当社の間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況	監査委員会出席状況	発言状況及び社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要
久米雅彦	18回中18回	13回中13回	公認会計士としての専門的見地に加え、他社での経営経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対する助言・提言を行っています。
東道佳代	18回中17回	13回中13回	弁護士としての高度な専門知識に加え、金融グループ、運送事業会社の社外監査役として培われた知見を活かし、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対する助言・提言を行っています。
松田勉	18回中17回	13回中13回	税理士としての専門知識に加え、財政・金融その他経済全般にわたる高い識見から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

109百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

322百万円

- (注) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(1)にはこれらの合計額を記載しています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、子会社の顧客資産の保全に関する保証業務等、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査委員会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合等、監査委員会は、別途定める「会計監査人の評価基準」に基づいた評価を行い、解任又は不再任が妥当と判断したときは、「監査委員会規程」に則り、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることとします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び同法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関し、取締役会で以下のとおり決議しています。

(1) 監査委員会の職務執行のため必要な事項

- ① 監査委員会の補助者
 - i 監査委員会の下部に、内部監査室を置く。
 - ii 内部監査室に、監査委員会を補助する使用人（以下、「補助者」という。）を配置する。
 - iii 補助者は、監査委員会の指示を受け、自ら又は関連部署と連携して、監査対象の実査、分析、報告等を行う。
- ② 補助者の独立性

執行役から補助者の独立性を確保するため、次の場合、監査委員会の同意を得る。

 - ・ 内部監査室の変更を伴う組織改革
 - ・ 内部監査室長の考課
 - ・ 補助者の異動及び懲戒
- ③ 監査委員会への報告体制
 - i 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、次の場合、遅滞なく監査委員会へ報告する。
 - ・ 当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
 - ・ 法令又は定款に反する可能性がある事項
 - ・ 監査委員会が報告を求めた事項
 - ・ 当社に重大な影響を及ぼす事項
 - ii 関係会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、その職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の場合、遅滞なく監査委員会へ報告する。
 - ・ 当社又は関係会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
 - ・ 法令又は定款に反する可能性がある事項
 - ・ 監査委員会が報告を求めた事項
 - ・ 当社又は関係会社に重大な影響を及ぼす事項
 - iii 当社及び関係会社は、前各号の報告をしたことを理由として、報告者に対して、解雇その他の不利益処分をしてはならない。
- ④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、「稟議規程」及び「決裁基準表」に定める。

- ⑤ その他、監査の実効性を確保する体制
 - i 監査委員会は、執行役より計算書類及び事業報告等を受領し、監査する。
 - ii 監査委員会は、会計監査人より計算書類（会計の箇所）の監査報告を受領し、方法及び結果の相当性を監査する。
 - iii 監査委員会は、取締役、執行役、会計監査人及び使用人に対して、任意に説明又は資料提出を求めることができる。
 - iv 監査委員会は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を、任意に起用できる。

(2) 会社の業務の適正を確保するために必要な事項

- ① 執行役及び使用人の職務執行の適正性を確保する体制
 - i 経営監督機能
 - ・ 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、執行役の職務執行を監督する。
 - ・ 代表執行役は、毎月1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。
 - ・ 監査委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、執行役の職務執行の適正性について監査を実施する。
 - ii コンプライアンス
 - ・ 執行役及び使用人は「企業行動基準」、「コンプライアンス・ポリシー」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に則り行動する。
 - ・ コンプライアンスに係る事項を統括する部署として法務部を設置するとともに、コンプライアンス関連教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成等、コンプライアンス体制の充実に努める。
 - ・ 上記体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力の関与の排除に向け、組織的な対応を図る。
 - iii 財務報告の適正性確保のための体制整備
 - ・ 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
 - ・ 金融商品取引法の定めにより、「財務報告に係る内部統制規程」その他の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
 - iv 内部監査担当部門として監査委員会直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、監査委員会に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。
 - v 「業務分掌一覧」を定め、分掌する職務を明確化する。
 - vi 「決裁基準表」を定め、職位に応じた権限を明確化し、濫用を防ぐ。同基準の内、稟議事項は、稟議制度と運用を組み合わせることで実効性を保つ。

- ② 情報の保存及び管理体制
 - i 「文書管理規程」を定め、会議体の議事録、契約書、稟議記録、その他の重要文書を適切に管理、保存する。
 - ii 執行役は、前号の文書に関し、速やかに閲覧できる状態を維持する。
 - iii 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、各組織及び役職員の役割を決定し、組織的、体系的に情報の保存、管理を行う。
 - iv 適時開示
 - ・ 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、執行役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。
 - ・ 開示内容を審議する機関を設置する等、適時開示体制の妥当性等を監視するシステムを確立する。
- ③ 損失の危険の管理体制
 - i 取締役会を定期開催し、又は必要に応じて臨時開催して、執行役の職務執行の状況及び会社の重要事項を適時に把握し、適切な意思決定を行うとともに、取締役相互間及び執行役の牽制を図る。
 - ii 不測の事態によりリスクが発現し、又は発現するおそれを生じた場合、必要に応じて代表執行役社長を長とする対策委員会を設置する。
 - iii その他当社の損失の危険の管理体制については、「グループリスク管理規程」に定める。
- ④ 執行役の職務執行の効率性を確保する体制
 - i 執行役が2名以上いる場合、取締役会が職務執行の分掌を定める。
 - ii 取締役会が、業務執行の決定の委任範囲を定め、執行役へ権限を委譲する。
 - iii 決算情報と事業上の指標を取締役会へ定期報告し、経営状態を適切に把握する。
 - iv 意思決定の基礎とし得る十分な情報、資料を確保する。
 - v 合理的なシステム化を行い、事務リスクの低減と、業務の効率化を図る。
 - vi 経営上の検討事項に関し、必要な助言を得るため、適宜に弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用する。
- ⑤ 企業集団の業務の適正を確保する体制
 - i 「関係会社管理規程」を定め、適切に運用して、関係会社の健全性を保つ。
 - ii 関係会社管理の主管部署を設置し、事業計画の策定、内部管理体制の整備等に関し、助言、指導等を行う。
 - iii 関係会社が行う重要な意思決定は、必要に応じて当社が事前に諮問する。
 - iv 関係会社の決算情報、機関決定事項、その他重要な情報に関し、定期に報告を受け、経営状態を適切に把握する。
 - v 「グループリスク管理規程」を定め、関係会社の事業特性に応じて、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク及びシステムリスク等を統一的に管理する。
 - vi 中核事業である金融商品取引業に関し、次の措置を講じる。
 - ・ リスク相当額を計数的に把握し、自己資本規制比率を適切な水準に維持して、財務の健全性を保

- つ。
- ・ システムリスク管理体制を整備し、重要システムの可用性、信頼性及び保守性を高める。
 - ・ 「事業継続計画」を定め、災害、事故、障害等が生じた場合に、重要財産の保全及び事業継続に努める。
- vii 財務報告の信頼性を高めるため、内部統制を整備し、適切に運用する。
- viii 「内部通報規程」を定め、通報窓口を設置し、不正行為の早期検知を図る。
- ix 監査委員会は、関係会社の監査役若しくは内部監査部門と連携し、又は自ら調査して、業務の適法性及び妥当性を監査する。
- x 当社及び当社グループ各社は、親会社以外の株主の利益を尊重し、親会社及びそのグループ会社と取引を行う際は、当該取引の必要性、妥当性及び合理性等について十分に確認し、「決裁基準表」に則り、取締役会等の承認を得ることとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行状況の報告が行われています。コンプライアンス、財務報告の適正性確保のための体制整備及び内部監査の実施に関しては、各担当部門によって運用がなされたのち、取締役会や監査委員会等に報告がなされています。また、当社の取り扱う事業内容や規模等の変化に合わせ、適宜業務分掌及び決裁基準を見直しています。

(2) 監査委員の職務の執行について

当事業年度においては、監査委員会を13回開催しています。当社内部監査室は、監査委員会直下に設置されており、事務局として監査委員会の運営を補助する他、主に常勤監査委員が中心となって実施される監査委員会監査業務の補助を行っています。また、当社取締役兼代表執行役社長及び他の取締役、当社子会社代表取締役及び監査役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っています。

(3) 内部監査の実施について

内部監査室は、年間の内部監査計画に則り、内部監査を実施しています。実施結果や改善履行状況については毎月1回開催される監査委員会にて報告されています。

(4) リスク管理体制について

グループ各社において、リスク管理に関する規程が整備され、リスク相当額を計数的に把握し、財務への影響をモニタリングしています。また、当社のグループリスク管理統括部門は、子会社各社のリスク管理部門と連携し、各社が有するリスクの管理状況及び発生状況の報告を受けています。

7 株式会社の支配に関する基本方針

現時点においては特段の定めはありません。

8 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としており、2025年12月期については、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向65%以上を目途に、四半期ごとに配当することを目標としておりました。内部留保資金の使途につきましては、自己資本の増強を含めた経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を2014年10月1日の臨時株主総会の決議により、定款で定めております。

上記方針に基づき、基準日が2025年12月期に属する1株当たりの配当については、第1四半期末は13.80円、第2四半期末は20.43円、第3四半期末は14.87円、期末は8.48円の配当を行うことを決定し、年間で57.58円となりました。

なお、当社は、資本効率を意識した経営と安定的かつ継続的な株主還元の両立を図るため、2026年12月期より、配当性向65%以上に加えて、新たに「DOE（連結株主資本配当率）10%」を下限指標として導入いたします。将来成長に向けた内部留保の充実との最適なバランスを図りながら、収益性・成長性の向上及び財務基盤の一層の強化を踏まえ、四半期ごとの継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針とし、利益成長の果実を確実に株主の皆様へ還元すると同時に、企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

上記の方針に基づき、2026年12月期につきましては、1株当たり配当金の下限を「年42円08銭」*とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向65%以上を目処として、四半期ごとに配当を実施してまいります。

* 2025年12月期末の連結株主資本に対して10%を乗じた金額を元に算出しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第15期 2025年12月31日現在	(ご参考) 第14期 2024年12月31日現在	科目	第15期 2025年12月31日現在	(ご参考) 第14期 2024年12月31日現在
● 資産の部			● 負債の部		
流動資産	1,372,631	1,357,691	流動負債	1,272,470	1,273,382
現金及び預金	138,894	117,708	トレーディング商品	6,466	5,769
受取手形及び売掛金	208	140	商品有価証券等	172	248
預託金	537,644	506,548	デリバティブ取引	6,294	5,521
預け金	4,621	1,293	約定見返勘定	82	-
トレーディング商品	4,905	5,180	信用取引負債	28,349	28,963
商品有価証券等	2,016	2,234	信用取引借入金	10,970	11,729
デリバティブ取引	2,888	2,945	信用取引買証証券受入金	17,378	17,234
自己保有暗号資産	21,379	28,993	有価証券担保借入金	9,602	14,064
利用者暗号資産	360,426	399,714	有価証券貸借取引受入金	9,602	14,064
約定見返勘定	108	68	預り金	71,934	65,146
信用取引資産	94,810	102,134	預り暗号資産	360,426	399,714
信用取引貸付金	90,116	97,328	受入保証金	584,409	557,518
信用取引借証証券担保金	4,693	4,805	受取差金勘定	24,819	17,628
有価証券担保貸付金	12,940	9,067	外国為替証拠金取引顧客差金	20,887	13,701
借入有価証券担保金	12,940	9,067	外国為替証拠金取引自己差金	68	1,599
立替金	272	292	商品CFD取引顧客差金	2,812	341
短期差入保証金	69,294	76,370	商品CFD取引自己差金	339	22
支払差金勘定	115,378	102,179	その他の受取差金勘定	712	1,964
外国為替証拠金取引顧客差金	111,014	100,628	借入暗号資産	15,494	22,238
外国為替証拠金取引自己差金	1,945	178	短期借入金	138,900	134,182
商品CFD取引顧客差金	1,028	844	1年内償還予定の社債	9,826	26
商品CFD取引自己差金	24	8	1年内返済予定の長期借入金	12,785	19,103
その他の支払差金勘定	1,365	520	リース債務	1	1
前払費用	963	849	前受収益	524	203
未収入金	1,637	3,298	未払金	2,245	953
未収収益	2,557	1,434	未払費用	3,543	4,231
短期貸付金	6,623	2,350	未払法人税等	2,681	2,930
その他	320	1,303	賞与引当金	220	383
貸倒引当金	△355	△1,235	役員賞与引当金	-	43
固定資産	34,177	37,127	その他	156	279
有形固定資産	1,300	1,291	固定負債	80,437	72,100
建物	518	449	社債	26,036	20,862
器具備品	647	728	長期借入金	53,780	50,465
車両運搬具	9	2	リース債務	0	1
機械及び装置	97	81	資産除去債務	275	275
土地	28	28	繰延税金負債	200	331
無形固定資産	14,609	16,514	退職給付に係る負債	144	164
のれん	8,133	9,195	特別法上の準備金	884	893
ソフトウエア	1,841	1,692	金融商品取引責任準備金	884	893
ソフトウエア仮勘定	361	402	負債合計	1,353,792	1,346,376
その他	4,273	5,223	● 純資産の部		
投資その他の資産	18,267	19,321	株主資本	49,638	45,494
投資有価証券	12,479	12,390	資本金	705	705
出資金	1	1	資本剰余金	2,253	2,146
長期貸付金	320	827	利益剰余金	48,977	44,940
長期差入保証金	692	581	自己株式	△2,297	△2,297
破産更生債権等	19,889	18,352	その他の包括利益累計額	3,207	2,622
長期前払費用	219	224	その他有価証券評価差額金	495	344
繰延税金資産	2,924	2,506	繰延ヘッジ損益	157	89
金利スワップ資産	228	128	為替換算調整勘定	2,554	2,187
その他	885	1,342	非支配株主持分	170	325
貸倒引当金	△19,372	△17,034	純資産合計	53,017	48,442
資産合計	1,406,809	1,394,818	負債・純資産合計	1,406,809	1,394,818

(注) (ご参考) 第14期 (2024年12月31日現在) は、監査対象外です。

連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位: 百万円)

科目	第15期		(ご参考) 第14期	
	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日		自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	
営業収益		49,518		53,269
受入手数料	4,310		4,651	
トレーディング損益	36,059		39,131	
金融収益	6,309		6,515	
その他の営業収益	111		998	
その他の売上高	2,726		1,971	
金融費用		3,045		3,418
売上原価		884		657
純営業収益		45,587		49,193
販売費及び一般管理費		29,721		40,267
取引関係費	12,365		12,906	
人件費	5,157		5,144	
不動産関係費	3,958		4,121	
事務費	3,142		3,721	
減価償却費	1,993		2,248	
租税公課	1,626		1,308	
貸倒引当金繰入額	86		9,534	
のれん償却額	1,072		989	
その他	318		293	
営業利益		15,866		8,926
営業外収益		214		149
受取利息	36		3	
受取配当金	66		20	
保険解約返戻金	35		12	
太陽光売電収入	29		22	
キャッシュバック収入	13		21	
還付加算金	0		1	
為替差益	—		19	
投資事業組合運用益	—		9	
その他	32		40	
営業外費用		823		642
為替差損	321		—	
投資事業組合運用損	238		318	
デリバティブ損失	149		190	
社債発行費	68		86	
売買過誤差損金	3		7	
その他	42		38	
経常利益		15,257		8,433
特別利益		9		49
金融商品取引責任準備金戻入	9		49	
その他	0		—	
特別損失		255		938
顧客損失補填金	150		—	
投資有価証券評価損	68		—	
固定資産除却損	36		334	
減損損失	0		342	
投資有価証券売却損	—		262	
税金等調整前当期純利益		15,012		7,544
法人税等		4,760		2,899
法人税、住民税及び事業税	5,710		5,558	
法人税等調整額	△949		△2,659	
当期純利益		10,251		4,645
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△196		△100
親会社株主に帰属する当期純利益		10,448		4,745

(注) (ご参考) 第14期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) は、監査対象外です。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日残高	705	2,146	44,940	△2,297	45,494
当期変動額					
剰余金の配当			△6,411		△6,411
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,448		10,448
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		106			106
当期変動額合計	—	106	4,036	△0	4,143
2025年12月31日残高	705	2,253	48,977	△2,297	49,638

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2025年1月1日残高	344	89	2,187	2,622	325	48,442
当期変動額						
剰余金の配当						△6,411
親会社株主に帰属する 当期純利益						10,448
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	150	68	366	585	△154	430
当期変動額合計	150	68	366	585	△154	4,574
2025年12月31日残高	495	157	2,554	3,207	170	53,017

連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	16社
主要な連結子会社の名称	GMOクリック証券株式会社 GMO-Z.com Forex HK Limited GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited GMOコイン株式会社 GMOアダム株式会社 GMOオフィスサポート株式会社 GMO外貨株式会社 GMOヘルステック株式会社 GMO One Account株式会社

なお、当連結会計年度においてGMOヘルスケア他2社は連結グループ内で吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、GMO One Account株式会社他3社については、新規設立に伴い、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので持分法の適用はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）

時価法を採用しております。

- ・トレーディング商品に属さない有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合等への出資持分

直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産は除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法（ただし、建物（建物附属設備を除きます。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、一部の国内連結子会社及び在外連結子会社については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）の主な耐用年数については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。また、顧客関連資産の耐用年数については、その効果の及ぶ期間（8～9年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③重要な引当金及び準備金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

二. 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理の方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時に費用処理をしております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次のとおりであります。

イ. 証券・FX事業

証券・FX事業において、主に個人投資家を対象として株式及び市場デリバティブ取引に係る取次事業を営んでおり、取引規程等に基づいて売買注文の市場への取次を履行する義務を負っております。当該履行義務は約定日に充足されることから、約定日時点（一時点）で収益を認識しております。

□. 暗号資産事業

暗号資産事業において、主に個人投資家を対象に取引規程等に基づいて暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務、顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務及び顧客から預かっている暗号資産のステーキングを代行し、当社の手数料を除いた報酬を顧客に付与する義務を負っております。当該履行義務はそれぞれ約定日、営業日が切り替わる時点及び報酬を付与した時点で充足されることから、約定日、営業日が切り替わる時点及び報酬を付与した時点（一時点）で収益を認識しております。

ハ. その他

医療プラットフォーム事業において、医療機関を対象として電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムの提供や、医療情報システムの導入に伴い必要となるサーバーやPC、電子精算機等のハードウェアの仕入販売及び医療情報システム等の保守サービスを提供しております。医療情報システムの提供及びハードウェアの仕入販売については、商品を顧客に引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されることから、検収日時点（一時点）で収益を認識しております。また、保守サービスについては、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

□. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

当社において定められているグループリスク管理規程及びデリバティブ取引規程に基づき、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、12年以下で均等償却しております。

ロ. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ニ. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、長期前払費用として計上し、5年間で均等償却を行っております。

ホ. 顧客を相手方とする店頭外国為替証拠金取引の会計処理

顧客との間で行われる店頭外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする店頭外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出してあり、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替証拠金取引顧客差金に計上しております。

また、本邦内における顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、在外連結子会社における顧客からの預り資産は、現地の法令に基づき自己の資産と区分して管理しており、これらを連結貸借対照表上の預託金に計上しております。

へ. カウンターパーティーを相手方とする外国為替取引の会計処理

カウンターパーティーとの間で行われる外国為替取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする外国為替取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替証拠金取引自己差金に計上しております。

ト. 暗号資産取引に係る会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。また、活発な市場が存在する保有暗号資産は、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額はトレーディング損益として計上しております。

自己保有暗号資産のステーキングにより報酬として受領した活発な市場が存在する暗号資産については、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、連結損益計算書上のトレーディング損益として計上しております。

ハードフォークによるスプリット又はエアドロップ等により取得した暗号資産については、当社の暗号資産取引所、暗号資産販売所又は主要なカウンターパーティーにおいて、継続的な価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われていると判断した場合に、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上しております。

また、預託者から預かっている暗号資産は、連結貸借対照表上、利用者暗号資産及び預り暗号資産としてそれぞれ資産及び負債に計上し、保有する暗号資産と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上しておりません。

暗号資産取引に係る利用者からの預り金は、資金決済法第63条の11第1項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条に定める方法により分別管理しており、連結貸借対照表上の預託金に計上しております。

チ. 暗号資産証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする暗号資産証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上のその他の支払差金勘定又はその他の受取差金勘定に計上しております。

また、暗号資産証拠金取引に係る利用者からの受入保証金は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、連結貸借対照表上の預託金に計上しております。

リ. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

暗号資産の差し入れについては、すべて活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、トレーディング損益として計上しております。

暗号資産の貸し付け及び借り入れについては、すべて活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額はトレーディング損益として計上しております。

ヌ. グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」及び「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「受取利息」は3百万円、「保険解約返戻金」は12百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及びその他の無形固定資産の評価

①連結計算書類に計上した金額

2021年12月期においてGMO外貨株式会社を買収したことに伴い計上したのれん及びその他の無形固定資産（顧客関連資産）の当連結会計年度末の連結貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額
のれん	7,168百万円
その他の無形固定資産	4,194百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 連結計算書類に計上した金額の算出方法

GMO外貨株式会社との企業結合取引により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。また、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候の把握においては、株式取得時の事業計画と実績の比較に基づき、超過収益力等の著しい低下の有無を検討しております。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、当連結会計年度末において、のれん及び顧客関連資産は、減損の兆候はないと判断しております。

ロ. 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額の算定の基礎となる事業計画における過去の経営成績を勘案した売上高成長率、無形固定資産に計上された「顧客関連資産」の当該資産から得られる将来キャッシュ・フローにおける既存顧客の残存率、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー及び「顧客関連資産」から得られる将来キャッシュ・フローのそれぞれが見積り値から乖離するリスクについて反映するための割引率を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の減損損失を認識する可能性があります。

(2) GMOあおぞらネット銀行株式の評価

①連結計算書類に計上した金額

当該株式の当連結会計年度末の連結貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（GMOあおぞらネット銀行株式会社）	6,899百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 連結計算書類に計上した金額の算出方法

当該投資有価証券は、市場価格のない株式等であり、GMOあおぞらネット銀行株式会社の超過収益力等を含んだ取得原価をもって帳簿価額としています。ただし、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。

直近の状況においてGMOあおぞらネット銀行株式会社の営業活動から生じる損益は継続してマイナスであります。同社の将来の事業計画及びその達成状況等を基礎とした検討を行った結果、同社の超過収益力等の減少による実質価額の著しい低下は生じていないため、評価損を認識しておりません。

ロ. 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力等の減少を検討する際に利用した事業計画における将来の法人預金口座数、ローン残高並びに一口座当たりの為替件数及びデビットカード利用額を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力等の減少による実質価額の著しい低下が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、投資有価証券評価損を認識する可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額
貸倒引当金（流動）	355百万円
貸倒引当金（固定）	19,372百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 連結計算書類に計上した金額の算出方法

一般債権については、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に見積もった回収可能額を、債権残高から差し引いた残額を回収不能見込額として計上しております。

ロ. 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

連結会計年度末における顧客の返済能力に関する評価及び担保として差し入れを受けている有価証券や、他の担保資産における評価を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

回収可能性の算定にあたっては、現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、個別の顧客の返済能力に関する新たな追加的な情報や経済状況等の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

暗号資産に関する注記

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額
保有する暗号資産(預託者から預っている暗号資産を除く)	21,379百万円
貸し付けている暗号資産 (*)	137百万円
立て替えている暗号資産 (*)	29百万円
預託者から預っている暗号資産	360,426百万円
合計	381,972百万円

(*) 貸し付けている暗号資産は、連結貸借対照表上の「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。また、立て替えている暗号資産は、連結貸借対照表上の「流動資産」の「立替金」に含めて計上しております。

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

	保有数量 (単位)	連結貸借対照表計上額
ビットコイン	525.923BTC	7,209百万円
イーサリアム	21,852.798ETH	10,165百万円
ビットコインキャッシュ	2,120.199BCH	198百万円
ライトコイン	8,696.833LTC	104百万円
エクスアールピー	8,812,057.303XRP	2,519百万円
ネム	0.013XEM	0百万円
ステラルーメン	2,092,187.924 XLM	65百万円
ベーシックアテンショントークン	0.906 BAT	0百万円
オーエムジー	1,665.680 OMG	0百万円
テゾス	318,325.157XTZ	24百万円
クワンタム	0.069QTUM	0百万円
エンジンコイン	9.176ENJ	0百万円
ポルカドット	145,429.352DOT	40百万円
コスモス	57,897.962ATOM	17百万円
モナコイン	0.345MONA	0百万円
シンボル	0.027XYM	0百万円
カルダノ	1,236,949.804ADA	64百万円
メイカー	0.000MKR	0百万円
ダイ	114,650.123DAI	17百万円
チェーンリンク	22,448.349LINK	43百万円
F C Rコイン	63,869,055.000FCR	11百万円
ドージコイン	24,696,926.515DOGE	452百万円
ソラナ	15,309.297SOL	297百万円
フレア	112,392,250.168FLR	180百万円
アスター	6,465,702.837ASTR	9百万円
ファイルコイン	9,635.791FIL	1百万円
ザ・サンドボックス	83,985.716SAND	1百万円
チリーズ	565,226.522CHZ	3百万円
ノットアホテルコイン	48,274.300NAC	48百万円
アバランチ	2,676.855AVAX	5百万円
ピスネットワーク	7,141,662.000PYTH	62百万円
ミッドナイトトークン	10,077.241NIGHT	0百万円
合計		21,545百万円

②活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

子会社株式の譲渡

当社は、2025年9月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるGMO-Z.com Forex HK Limitedの全株式をRemi Holding Group Limitedへ譲渡することを決議し、2025年9月22日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

GMO-FHは、持続的成長の実現に向けて、「強いものをより強くする」の方針のもと、既存事業における収益基盤のさらなる強化に加えて、テクノロジーの活用余地が大きく、成長性が期待される新規事業領域への積極的投資を推進しております。当社は、強みである国内事業にリソースを集中投下し、成長戦略を一層加速させるため、本件株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 株式譲渡する相手会社の名称

Remi Holding Group Limited

(3) 株式譲渡の時期

2026年12月期第2四半期以降（予定）

(4) 当該子会社の名称及び事業内容

- | | |
|-------|----------------------------|
| ①名称 | GMO-Z.com Forex HK Limited |
| ②事業内容 | 香港における店頭FX取引業 |

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(6) 譲渡する株式の数、譲渡価額及び譲渡後の持分比率

- | | |
|-----------|-------------|
| ①譲渡する株式の数 | 57,465,652株 |
| ②譲渡価額 | 未定 |
| ③譲渡後の持分比率 | －% |

(7) その他重要な事項

本取引の実行においては、香港の証券先物委員会（The Securities and Futures Commission）による株主変更の承認を得る必要があります。譲渡価額は、譲渡時におけるGMO-Z.com Forex HK Limitedの純資産に100万香港ドルを加えた額とすることとしております。

(8) 譲渡する会社が含まれている報告セグメントの名称

証券・FX事業

取得による企業結合

当社は、2025年12月8日開催の取締役会において、LASHIC少額短期保険株式会社（以下「LASHIC少額短期保険」）の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

取得企業の名称	LASHIC少額短期保険株式会社
事業の内容	少額短期保険業、損害保険代理店業（少額短期保険業の関連業務として）

②企業結合を行う主な理由

GMO-FHは、「金融サービスをもっとリーズナブルにもっと楽しく自由に」の企業理念のもと、主に個人投資家向けに株式、FX、CFD、暗号資産など様々な金融商品をオンラインで取引できるサービスを提供する証券・FX事業、暗号資産事業を展開しております。

このたび当社は、「インターネット総合金融グループ」の実現に向けて保険分野へ参入するべく、LASHIC少額短期保険の全株式を取得することといたしました。これにより、少額短期保険事業の基盤を構築し、生命保険と損害保険の兼営が可能である同事業の特性を活かして、保険分野での事業拡大を目指してまいります。

また、当社は、持続的成長に向けて成長性が期待される新規事業領域への積極投資を推進しており、2021年12月にバーチャルオフィス事業を、2024年3月に医療プラットフォーム事業を開始しています。これら新規事業の顧客基盤やニーズを少額短期保険事業と掛け合わせることで、金融分野にとどまらず多様なチャンネルで保険商品を提供するとともに、各事業領域に適した商品ラインナップの拡充にも取り組み、GMO-FH全体でのシナジー創出を図ってまいります。

③企業結合日

関係当局の承認を得たうえで実行予定

④企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称
現時点では確定していません。

⑥取得する議決権比率
100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	現金	85百万円
取得原価		85百万円
(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額		
アドバイザー費用 (概算値)		9百万円
(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間		
現時点では確定していません。		
(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳		
現時点では確定していません。		

連結子会社の証券事業免許返上時期の変更

当社の連結子会社であるGMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited (以下、タイ子会社)は、前連結会計年度の有価証券報告書において記載しておりました通り、2025年12月31日を予定日として全事業の廃止を進めてまいりましたが、2025年12月24日開催の取締役会において、下記のとおり証券事業免許の返上時期(事業廃止の時期)を変更することを決議いたしました。

(1) 変更の内容及び理由

①変更の内容

証券事業免許の返上時期 2026年12月31日(予定)

②変更の理由

タイ子会社は、信用取引サービスにおける代用有価証券の株価の大幅下落に伴い、多額の貸倒引当金繰入額の計上が断続的に発生し、赤字が継続したことから、2024年12月20日付で信用取引サービスの提供を終了し、2025年12月31日を予定日として全事業を廃止することを決定しておりました。

タイ子会社では、信用取引サービスにより発生した債権の回収を進めており、当連結会計年度末において担保処分を要する状況には至っておりませんが、今後、大幅な返済遅延や担保価値の下落等により、担保株式を売却して債権の回収を行う可能性は残っております。この担保処分を迅速かつ円滑に実行するためには、証券事業のライセンスを継続保有し、自社で株式売却手続きを行うことが債権回収にとって有益であると判断し、証券事業免許の返上時期を延期することといたしました。なお、免許返上後に全事業の廃止を行う方針に変更はございません。

(2) その他重要な事項

証券事業免許の返上時期の変更が当社の業績に与える影響は、軽微であると判断しております。

なお、当連結会計年度末において信用取引サービスにより発生した約定弁済契約に基づく債権及び不良債権は、連結貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金及び破産更生債権等に26,784百万円を計上しており、そのうち回収可能性が見込まれない部分については、貸倒引当金として19,594百万円を計上しております。当該債権については、今後も回収を行ってまいります。債権の回収が完了するまでに担保価値の下落等により、回収可能性が見込めなくなった場合には、貸倒引当金繰入額の追加計上を行う可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 差し入れている有価証券及び差し入れを受けている有価証券の時価額

① 差し入れている有価証券の時価額

信用取引貸証券	17,086百万円
信用取引借入金の本担保証券	10,885百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	9,132百万円
差入保証金代用有価証券	91,979百万円

② 差し入れを受けている有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	88,037百万円
信用取引借証券	4,642百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	72,268百万円
受入保証金代用有価証券	406,339百万円
その他担保として受け入れた有価証券	12,158百万円

(2) 担保に供されている資産及び担保付債務

① 担保に供されている資産

関係会社株式	25,401百万円
機械及び装置	32百万円
土地	1百万円

(*) 関係会社株式は連結計算書類上、相殺消去しております。

② 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	2,637百万円
長期借入金	15,145百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	371百万円
器具備品	2,871百万円
車両運搬具	14百万円
機械及び装置	209百万円
リース資産	3百万円

(*) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 保証債務

下記の会社のスタンドバイ信用状に対して、次のとおり債務保証を行っております。

GMOあおぞらネット銀行株式会社	1,500百万円
------------------	----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	122,091,903	—	—	122,091,903

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月4日 取締役会	普通株式	618	5.24	2024年12月31日	2025年3月24日
2025年5月1日 取締役会	普通株式	1,628	13.80	2025年3月31日	2025年6月20日
2025年8月5日 取締役会	普通株式	2,410	20.43	2025年6月30日	2025年9月19日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	1,754	14.87	2025年9月30日	2025年12月19日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,000	8.48	2025年12月31日	2026年3月23日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

GMO-FHは、一般投資家に対する有価証券取引や外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービス及び暗号資産の売買や暗号資産証拠金取引等の暗号資産取引サービスを提供することを主たる事業としており、金融商品取引サービスは連結子会社5社により、暗号資産取引サービスは、連結子会社1社により提供しております。

当該事業から発生する資金負担に備えるため、GMO-FHは手元流動性の維持及び複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得することにより資金需要に備えております。その他、外国為替取引においてカウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な差入証拠金の一部を、金融機関との支払保証契約に基づく保証状によって代用することにより、資金負担を軽減しております。

GMO-FHが提供する外国為替証拠金取引、暗号資産証拠金取引等の店頭デリバティブ取引は、顧客との間で自己が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、GMO-FHにはポジション（持ち高）が発生します。GMO-FHは、発生したそれらのポジションの為替変動リスクや価格変動リスクを低減するため、一部の連結子会社では、財政状態を基礎としたポジション限度枠を定め、カウンターパーティーその他の金融機関との間で適宜カバー取引を行うことにより、保有するポジション額をその範囲内に留めております。

②金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理体制

GMO-FHが保有する金融商品は、有価証券関連取引又は外国為替証拠金取引及び暗号資産証拠金取引等の店頭デリバティブ取引に付随するものに大別され、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを有しております。

イ. 有価証券関連取引について

株式取引における信用取引において、顧客との間で発生し得る信用リスク低減のための事前策として、口座開設基準、発注限度額及び建玉限度額を設け、与信提供に一定の制限を設けております。また、顧客から取引額に対して一定の保証金（金銭又は有価証券）の差し入れを受けております。

取引開始後、相場変動により顧客の評価損失が拡大あるいは代用有価証券の価値が下落し、顧客の担保額が必要額を下回った場合、GMO-FHは顧客に対して追加の担保差し入れ（追証）を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、GMO-FHは顧客の取引を強制的に決済することで取引を解消します。

強制決済による決済損失が担保額を上回る場合は、顧客に対して超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。GMO-FHは、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

なお、顧客との間で発生し得る信用リスクをより低減するために、GMOクリック証券株式会社においては、週に一度、信用取引に係る代用有価証券の掛目変更等の見直しを行っております。

ロ. 店頭デリバティブ取引について

顧客との間で行われる店頭外国為替証拠金取引や暗号資産証拠金取引等のデリバティブ取引については、取引の都度、GMO-FHにはポジション（持ち高）が発生するため、そのポジションに対し市場リスク（為替変動リスク、価格変動リスク）を有することになります。

また、急激な相場の変動等の要因により、顧客が差し入れている証拠金を超える損失が発生する可能性があり、この場合、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。GMO-FHは、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

これらのリスクに関して、GMO-FHは顧客との取引により生じる市場リスク（為替変動リスク、価格変動リスク）については、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーヤカウンターパーティーとの間で反対売買を行うカバー取引を行うことでリスクの低減を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて市場リスクを有することとなります。

また、顧客との間で発生し得る信用リスクについては、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションの時価に対する証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われるカバー取引については、カウンターパーティーの意向により取引が実行できないという流動性リスクを有しております。また、カウンターパーティーに対する差入証拠金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。

これらのリスクに関して、GMO-FHは流動性を確保するために複数のカウンターパーティーを選定することにより、流動性リスクを分散しております。また、為替変動リスク、価格変動リスクについては、保有しているポジション額を系統的に自動制御しているほか、1営業日に複数回、業務部門において、顧客との取引によって生じるポジション額、自己保有しているポジション額及びカウンターパーティーとの取引により生じるポジション額が一致していることを確認する体制をとる等、各連結子会社において定められた方針に基づき管理を行っております。

また、カウンターパーティーの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の社内基準に則りカウンターパーティーを選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により与信管理を行っております。

ハ. その他業務全般

関係諸法令の要求に基づき、顧客から預託を受けた金銭は銀行等へ預入又は信託を行う必要があります。当該金銭のうち、信託財産は委託先である信託銀行等が破綻に陥った場合でも、信託法によりその財産は保全されることとなっており、信託銀行等の信用リスクからは遮断されております。

また、証券金融会社やカウンターパーティーへの預託が必要となる保証金及び証拠金の差し入れや、取引等に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生しますが、GMO-FHは手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得し、急激な資金需要に備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、「現金及び預金」、「預託金」、「信用取引貸付金」、「信用取引借証券担保金」、「借入有価証券担保金」、「短期差入保証金」、「信用取引借入金」、「信用取引貸証券受入金」、「有価証券貸借取引受入金」、「預り金」、「受入保証金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① トレーディング商品			
商品有価証券等	2,016	2,016	—
② 投資有価証券	1,711	1,711	—
資産計	3,728	3,728	—
① トレーディング商品			
商品有価証券等	172	172	—
② 社債 (* 1)	35,862	35,751	△110
③ 長期借入金 (* 2)	66,565	66,379	△185
負債計	102,599	102,303	△296
デリバティブ取引 (* 3、4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの			
① 有価証券関連CFD取引関連			
イ. トレーディング商品	△3,332	△3,332	—
ロ. トレーディング商品	△73	△73	—
② 外国為替証拠金取引関連			
イ. 外国為替証拠金取引顧客差金	90,127	90,127	—
ロ. 外国為替証拠金取引自己差金	1,877	1,877	—
③ 商品CFD取引関連			
イ. 商品CFD取引顧客差金	△1,783	△1,783	—
ロ. 商品CFD取引自己差金	△315	△315	—
④ 暗号資産証拠金取引関連			
その他の差金勘定	652	652	—
ヘッジ会計が適用されているもの			
⑤ 金利関連	228	228	—
デリバティブ取引計	87,380	87,380	—

(* 1) 社債は1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

(* 2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(* 4) 各取引において、「イ」は顧客とのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を、「ロ」は取次ブローカー又はカウンターパーティーとのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を表しております。

(注1) デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

①通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	外国為替証拠金取引				
	売建	1,368,891	—	△13,032	△13,032
	買建	1,264,973	—	105,037	105,037
	合計			92,004	92,004

②有価証券関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,136	—	29	29
	買建	26,511	—	△100	△100
店頭	株価指数CFD取引				
	売建	50,697	—	△5,184	△5,184
	買建	29,118	—	2,390	2,390
	株式CFD取引				
	売建	3,212	—	△488	△488
	買建	2,642	—	△53	△53
	合計			△3,405	△3,405

③商品関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建	－	－	－	－
	買建	4,324	－	24	24
店頭	商品取引				
	売建	－	－	－	－
	買建	24,479	－	△339	△339
	商品CFD取引				
	売建	35,869	－	△2,011	△2,011
買建	9,174	－	227	227	
	合計			△2,099	△2,099

④暗号資産関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	暗号資産証拠金取引				
	売建	7,786	－	611	611
	買建	1,530	－	41	41
	合計			652	652

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	30,688	15,122	228
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,900	1,900	－

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,121
投資事業有限責任組合出資金 (*)	3,646
合計	10,767

(*) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	138,894	—	—
受取手形及び売掛金	208	—	—
預託金	537,644	—	—
信用取引貸付金	90,116	—	—
信用取引借証券担保金	4,693	—	—
借入有価証券担保金	12,940	—	—
短期差入保証金	69,294	—	—
合計	853,792	—	—

(注4) 社債、短期借入金、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
信用取引借入金	10,970	—	—
信用取引貸証券受入金	17,378	—	—
有価証券貸借取引受入金	9,602	—	—
短期借入金	138,900	—	—
長期借入金	12,785	53,645	134
社債	9,826	26,036	—
合計	199,463	79,681	134

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① トレーディング商品				
商品有価証券等	1,313	703	－	2,016
② 投資有価証券				
株式	1,711	－	－	1,711
資産計	3,025	703	－	3,728
① トレーディング商品				
商品有価証券等	172	－	－	172
負債計	172	－	－	172
デリバティブ取引				
① 有価証券関連CFD取引関連				
イ. トレーディング商品	－	△3,332	－	△3,332
ロ. トレーディング商品	△73	－	－	△73
② 外国為替証拠金取引関連				
イ. 外国為替証拠金取引顧客差金	－	90,127	－	90,127
ロ. 外国為替証拠金取引自己差金	－	1,877	－	1,877
③ 商品CFD取引関連				
イ. 商品CFD取引顧客差金	－	△1,783	－	△1,783
ロ. 商品CFD取引自己差金	－	△315	－	△315
④ 暗号資産証拠金取引関連				
その他の差金勘定	－	652	－	652
⑤ 金利関連	－	228	－	228
デリバティブ取引計	△73	87,454	－	87,380

(*) 各取引において、「イ」は顧客とのデリバティブ取引によって生じた正味の時価を、「ロ」は取次ブローカー又はカウンターパーティーとのデリバティブ取引によって生じた正味の時価を表しております。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	35,751	－	35,751
長期借入金	－	66,379	－	66,379
負債計	－	102,131	－	102,131

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

①トレーディング商品 商品有価証券等

株式の時価は、取引所の価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。債券の時価は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

②投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることから、レベル1の時価に分類しております。

負 債

①トレーディング商品 商品有価証券等

株式の時価は、取引所の価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。

②社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

①有価証券関連CFD取引関連

イ. トレーディング商品

株価指数先物取引、株価指数CFD取引及び株式CFD取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格を基に当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ロ. トレーディング商品

株価指数先物取引、株価指数CFD取引及び株式CFD取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。

②外国為替証拠金取引関連

外国為替証拠金取引の時価は、連結会計年度末の直物為替相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③商品C F D取引関連

商品先物取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。商品取引の時価は、連結会計年度末の直物相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。商品C F D取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格及び直物相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④暗号資産証拠金取引関連

暗号資産証拠金取引の時価は、連結会計年度末の市場価格に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑤金利関連

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	証券・FX事業	暗号資産事業	計		
営業収益					
受入手数料	1,815	2,495	4,310	－	4,310
その他	106	4	111	2,726	2,837
顧客との契約から生じる収益	1,922	2,500	4,422	2,726	7,148
トレーディング損益	32,053	4,005	36,059	－	36,059
金融収益	6,149	160	6,309	－	6,309
その他の収益	38,203	4,166	42,369	－	42,369
外部顧客への営業収益	40,125	6,666	46,791	2,726	49,518

(*) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療プラットフォーム事業、システム関連事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	14
売掛金	125
未収収益	288
	428
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	6
売掛金	202
未収収益	183
	392
契約負債（期首残高）	
前受金	2
前受収益	183
	185
契約負債（期末残高）	
前受金	0
前受収益	279
	279

(* 1) 契約負債のうち前受金は、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(* 2) 契約負債は、主に顧客から履行義務を充足する前に受け取ったものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引金額

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	447円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	88円55銭

11. その他の注記

企業結合に関する注記

連結子会社間の吸収合併

当社は、2025年6月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるGMOヘルステック株式会社を吸収合併存続会社とし、同じく当社の連結子会社であるGMOヘルスケア株式会社及びハヤレジ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことに同意することを決議し、2025年8月1日を効力発生日として合併いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称 GMOヘルステック株式会社
事業の内容 医療プラットフォーム事業等

被結合企業の名称 GMOヘルスケア株式会社
事業の内容 電子カルテシステムの開発・販売・導入・保守業務等

被結合企業の名称 ハヤレジ株式会社
事業の内容 電子商取引及び電子決済システムの企画・開発・販売・運用等

②企業結合日

2025年8月1日

③企業結合の法的形式

GMOヘルステック株式会社を吸収合併存続会社とし、GMOヘルスケア株式会社及びハヤレジ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

GMOヘルステック株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、縮小傾向にあるオンプレミス製品市場から、成長著しいクラウド製品市場へと事業の軸足を移すことを目的としています。これにより、営業、開発、サポート体制をクラウド事業へ集約・強化し、医療プラットフォーム事業全体の収益力向上と組織運営の効率化を推進してまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権の発行

当社は、2026年2月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役及び従業員並びに当社の完全子会社の従業員に対し、下記のとおりストック・オプションとして新株予約権(以下「本新株予約権」)を発行することを決議いたしました。

なお、本新株予約権が行使された際には、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(1) 本新株予約権を発行する目的及び理由

当社の連結業績及び企業価値の中長期的な向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益をより重視した経営及び業務展開を図ることを目的として、当社の執行役及び従業員並びに当社の完全子会社の従業員に対し、本新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権が全て行使された場合、2025年12月31日時点での発行済株式総数に対して約2.5%の希薄化が生じますが、本新株予約権は、上場来高値を超える1,420円を達成した場合に初めて権利行使を可能としており、目標株価の達成は将来的な希薄化の影響を上回る株主価値及び企業価値の向上が期待できることから、当該発行規模は合理的なものであると判断しております。

(2) 第3回新株予約権の発行要項

①	新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社執行役 2名 15,000個 当社及び当社完全子会社従業員 70名 15,000個
②	新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>
③	新株予約権の総数	30,000個
④	新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

<p>⑤</p>	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日である2026年2月4日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値904円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
<p>⑥</p>	<p>新株予約権の権利行使期間</p>	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2028年2月7日から2036年2月4日までとする。</p>

<p>⑦ 新株予約権の行使の条件</p>	<p>(ア) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の定義による。以下同じ。）の取締役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(イ) 本新株予約権の権利行使時の前年度の業績目標を当社が達成していない場合、本新株予約権の行使はできない。</p> <p>(ウ) 当社の株価が1,420円を一度も超えていない場合（株式分割、株式併合があった場合には所定の調整を行う。）、本新株予約権の行使はできない。</p> <p>(エ) 行使期間の初日から1年を経過する日までは、付与された本新株予約権の3分の1（小数点以下切り捨て）を超えた部分については本新株予約権の行使はできない。</p> <p>(オ) 行使期間の初日から1年を経過後、2年を経過する日までは、付与された本新株予約権の3分の1（小数点以下切り捨て）を超えた部分については本新株予約権の行使はできない。</p> <p>(カ) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続はできない。</p> <p>(キ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(ク) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>イ) 禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>ロ) 当社若しくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社若しくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇若しくは辞職・辞任した場合</p> <p>ハ) 当社若しくは当社の関係会社の業務命令によらず、又は当社若しくは当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合</p> <p>二) 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして当社が認めた場合</p> <p>ホ) 以下に該当する場合</p> <p>ⅰ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号。その後の改正を含む。）第2条において定義されるもの。）</p> <p>ⅱ. 暴力団の構成員（準構成員を含み、以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ⅲ. 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者若しくは業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員</p> <p>ⅳ. 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員</p> <p>ⅴ. 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者</p> <p>ⅴ. 前各号に準ずる者</p>
----------------------	--

⑦	新株予約権の行使の条件	<p>(ケ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(コ) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(カ) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
⑧	新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
⑨	新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>(ア) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(イ) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。</p>
⑩	新株予約権の譲渡制限	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

⑪	組織再編行為時における新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記②に準じて決定する。</p> <p>(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記⑤で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(オ) 新株予約権を行使することができる期間 上記⑥に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記⑥に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記⑧に準じて決定する。</p> <p>(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(ク) その他新株予約権の行使の条件 上記⑦に準じて決定する。</p> <p>(ケ) 新株予約権の取得事由及び条件 上記⑨に準じて決定する。</p> <p>(コ) その他の条件については、組織再編行為の条件に準じて決定する。</p>
⑫	新株予約権の割当日	2026年2月19日
⑬	新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第15期 2025年12月31日現在	(ご参考) 第14期 2024年12月31日現在	科目	第15期 2025年12月31日現在	(ご参考) 第14期 2024年12月31日現在
● 資産の部			● 負債の部		
流動資産	68,500	49,942	流動負債	35,951	35,101
現金及び預金	56,637	17,022	預り金	76	58
関係会社短期貸付金	3,150	29,750	短期借入金	11,600	17,400
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	6,000	—	1年内償還予定の社債	9,800	—
前払費用	637	640	1年内返済予定の長期借入金	12,712	15,010
未収入金	755	647	未払金	77	240
未収収益	1,449	2,141	未払費用	1,377	1,973
その他	70	40	未払法人税等	21	16
貸倒引当金	△200	△300	前受金	122	120
固定資産	73,186	78,406	前受収益	4	4
有形固定資産	1,052	1,101	賞与引当金	159	276
建物	450	411	固定負債	79,713	71,130
器具備品	595	687	社債	26,000	20,800
車両運搬具	5	1	長期借入金	53,478	50,090
無形固定資産	1,635	1,805	資産除去債務	234	239
ソフトウェア	1,278	1,514	負債合計	115,664	106,232
ソフトウェア仮勘定	356	291	● 純資産の部		
投資その他の資産	70,498	75,499	株主資本	25,386	21,703
投資有価証券	12,137	11,952	資本金	705	705
関係会社株式	53,532	53,017	資本剰余金	9,278	9,278
関係会社長期貸付金	—	6,000	資本準備金	3,968	3,968
長期差入保証金	314	321	その他資本剰余金	5,310	5,310
長期前払費用	184	197	利益剰余金	19,676	15,992
繰延税金資産	3,781	3,560	その他利益剰余金	19,676	15,992
金利スワップ資産	228	128	繰越利益剰余金	19,676	15,992
その他	320	320	自己株式	△4,274	△4,274
資産合計	141,686	128,349	評価・換算差額等	636	413
			その他有価証券評価差額金	478	324
			繰延ヘッジ損益	157	89
			純資産合計	26,022	22,116
			負債・純資産合計	141,686	128,349

(注) (ご参考) 第14期 (2024年12月31日現在) は、監査対象外です。

損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	第15期		(ご参考) 第14期	
	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日		自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	
営業収益		22,839		26,535
システム関連収益	7,912		8,316	
業務受託料	2,228		2,421	
サイト運営収益	21		22	
金融収益	12,677		15,774	
営業費用		12,695		12,990
販売費及び一般管理費		10,900		11,848
取引関係費	996		1,108	
人件費	1,851		1,986	
不動産関係費	2,403		2,575	
事務費	4,527		4,680	
減価償却費	954		1,127	
租税公課	91		78	
貸倒引当金繰入額	—		200	
その他	74		92	
売上原価		296		161
金融費用		1,499		980
営業利益		10,143		13,544
営業外収益		231		114
受取利息	25		1	
貸倒引当金戻入額	100		—	
受取配当金	66		20	
設備賃貸料	24		24	
固定資産売却益	1		20	
キャッシュバック収入	7		16	
その他	4		30	
営業外費用		278		343
投資事業組合運用損	158		248	
社債発行費	68		86	
解約違約金	38		—	
その他	13		7	
経常利益		10,096		13,314
特別利益		0		72
資産除去債務戻入益	0		—	
抱合せ株式消滅差益	—		72	
特別損失		896		12,326
関係会社株式評価損	791		12,276	
投資有価証券評価損	68		—	
その他	36		49	
税引前当期純利益		9,200		1,060
法人税等		△894		△1,931
法人税、住民税及び事業税	△563		△460	
法人税等調整額	△330		△1,470	
当期純利益		10,094		2,991

(注) (ご参考) 第14期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) は、監査対象外です。

株主資本等変動計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2025年1月1日残高	705	3,968	5,310	9,278	15,992	15,992
当期変動額						
剰余金の配当					△6,411	△6,411
当期純利益					10,094	10,094
自己株式の取得 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	3,683	3,683
2025年12月31日残高	705	3,968	5,310	9,278	19,676	19,676

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2025年1月1日残高	△4,274	21,703	324	89	413	22,116
当期変動額						
剰余金の配当		△6,411				△6,411
当期純利益		10,094				10,094
自己株式の取得 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△0	△0				△0
			154	68	222	222
当期変動額合計	△0	3,683	154	68	222	3,905
2025年12月31日残高	△4,274	25,386	478	157	636	26,022

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合等への出資持分

直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法(ただし、建物(建物附属設備を除きます。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 3～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)の耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社等からのシステム関連収益、業務受託料及び受取配当金となります。

①システム関連収益

子会社向けに開発されたアプリケーションソフトのASP方式によるサービス提供、子会社からのシステム開発及び保守等の業務受託を行っております。ASP方式によるサービス提供は、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。システム開発及び保守等の業務受託は、発生した労働時間及び契約期間が履行義務であり、一定の期間で収益を認識しております。

②業務受託料

子会社に対してグループ全体の戦略的意思決定等の経営指導及び管理業務やマーケティング業務等の役務提供を行っており、その対価として業務受託料を受領しています。契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で収益を認識しております。

③受取配当金

金融収益に含まれる受取配当金は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

当社において定められているグループリスク管理規程及びデリバティブ取引規程に基づき、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2.会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3.表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「受取利息」は1百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①計算書類に計上した金額

2021年12月期においてGMO外貨株式会社を買収したことに伴い計上した関係会社株式の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	貸借対照表計上額
関係会社株式 (GMO外貨株式会社)	25,401百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。

GMO外貨株式会社の関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。

当該関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

ロ. 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定の基礎となる事業計画における過去の経営成績を勘案した売上高成長率及び事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて反映するための割引率を主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

(2) GMOあおぞらネット銀行株式の評価

①計算書類に計上した金額

当該株式の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	貸借対照表計上額
投資有価証券 (GMOあおぞらネット銀行株式会社)	6,899百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) GMOあおぞらネット銀行株式の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産及び担保付債務

①担保に供されている資産

関係会社株式 25,401百万円

②担保付債務

1年内返済予定の長期借入金 2,630百万円

長期借入金 15,122百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物 273百万円

器具備品 2,726百万円

車両運搬具 2百万円

(*) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

①下記の会社のスタンドバイ信用状に対して、次のとおり債務保証を行っております。

GMOあおぞらネット銀行株式会社 1,500百万円

②下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

GMOコイン株式会社 4,000百万円

③下記の連結子会社の取引先金融機関との間で発生する一切の債務に対して、債務保証を行っております。

GMO外貨株式会社 1百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 2,195百万円

長期金銭債権 314百万円

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 102百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額 30,624百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 598百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,102,535	50	-	4,102,585

(変動事由の概要)

自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加50株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 672百万円

投資有価証券評価損 6,671百万円

減価償却費超過額 38百万円

その他 206百万円

繰延税金資産小計 7,590百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △672百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △2,797百万円

評価性引当額小計 △3,469百万円

繰延税金資産合計 4,120百万円

繰延税金負債

資産除去債務 46百万円

その他有価証券評価差額金 221百万円

繰延ヘッジ損益 70百万円

繰延税金負債合計 338百万円

繰延税金資産の純額 3,781百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額	0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△1.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△39.9%
繰越欠損金の期限切れ	0.4%
その他	△0.1%
小計	△40.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9.7%

- (3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

- (4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

重要な取引はないため、記載を省略しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	GMOクリック証券株式会社	(所有) 直接100.00	役員の兼任 役務の提供	システム関連業務 の提供 (注 1)	3,909	未収収益	360
子会社	GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited	(所有) 直接 99.99	役員の兼任 資金の貸付	劣後ローンの貸付 (注 2) 貸付金利息 (注 2)	98,300 201	関係会社短期貸付金 未収収益	900 1
子会社	GMO コ イ ン 株 式 会 社	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 資金の貸付 役務の提供 債務保証	劣後ローンの貸付 (注 2) 貸付金利息 (注 2) 資金の貸付 (注 3) 貸付金利息 (注 3) 債務保証 (注 4) 保証料の受入 (注 4)	- 299 135,000 97 4,000 7	1年内回収予定関係会社貸付金 未収収益 関係会社短期貸付金 未収収益 - 未収収益	6,000 50 - - - 1
子会社	GMOオフィスサポート株式会社	(所有) 直接 73.21	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 3、5) 貸付金利息 (注 3)	5,700 7	関係会社短期貸付金 未収収益	200 0
子会社	GMOヘルステック株式会社	(所有) 直接 56.70	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 3) 貸付金利息 (注 3)	4,000 55	関係会社短期貸付金 未収収益	2,000 0

- (注1) システム関連業務及びマーケティング業務の提供については、提供する役務の内容に基づき、個別に契約を締結し決定しております。
- (注2) 劣後特約が付された貸付金であり、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) 債務保証については、同社の金融機関からの借入に対するものであります。なお、保証料は一般的な保証料を勘案して決定しております。
- (注5) GMOオフィスサポート株式会社に対する関係会社短期貸付金については、期末残高に対して200百万円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において、100百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(3) 兄弟会社等
重要な取引はないため、記載を省略しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社MediBang (注1)	-	役員の兼任 営業上の取引	外注費 (注2)	116	未払費用	16
						前払費用	16

(注1) 当社取締役兼代表執行役会長高島秀行が、議決権の過半数を所有しております。

(注2) 取引金額については、他社の同種のサービス内容及び価格を勘案したうえで決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	220円55銭
（2）1株当たり当期純利益	85円56銭

12. その他の注記

追加情報

子会社株式の譲渡

連結注記表「5. 追加情報 子会社株式の譲渡」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

子会社株式の取得

連結注記表「5. 追加情報 取得による企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権の発行

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記 第3回新株予約権の発行」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

完全子会社との会社分割（簡易吸収分割）

当社は、2026年2月4日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるGMOコイン株式会社（以下、「GMOコイン」）に当社が営むGMOコインに関するシステム開発・運用・保守等事業を、会社分割により承継させること（以下、「本会社分割」）を決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

（1）本会社分割の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

GMOコインに関するシステム開発・運用・保守等事業

②吸収分割効力発生日

2026年4月1日

③会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社とし、GMOコインを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

④結合後企業の名称

GMOコイン株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

GMOコインは東京証券取引所への株式上場に向けた準備を進めており、この上場準備の一環として、組織体制及び事業運営等における独立性を確保すべく、本会社分割を実施するものです。

（2）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤波 竜 太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤波 竜太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月17日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 中村 稔 雄 ㊟

監査委員 久米 雅 彦 ㊟

監査委員 東道 佳 代 ㊟

監査委員 松 田 勉 ㊟

(注) 監査委員久米雅彦、東道佳代及び松田勉は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

議決権行使に関する事項

- 書面またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、
掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。